

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

平成19年3月20日

| | | |
|---------|----|-----|
| 千葉市監査委員 | 小川 | 清 |
| 同 | 大島 | 有紀子 |
| 同 | 森 | 茂樹 |
| 同 | 立石 | 悟 |

千 葉 市

(平成 18 年 度)

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

千 葉 市 包 括 外 部 監 査 人

公 認 会 計 士 今 井 靖 容

平成18年度千葉市包括外部監査

**千葉市中小企業資金融資制度及び
財団法人千葉市産業振興財団について**

目 次

監査テーマ： 千葉市中小企業資金融資制度及び 財団法人千葉市産業振興財団について

| | |
|---|----|
| 第1 . 監査の概要 | 1 |
| 1 . 監査の種類 | 1 |
| 2 . 選定した特定の事件 | 1 |
| 3 . 特定の事件を選定した理由 | 1 |
| 4 . 監査対象期間 | 1 |
| 5 . 監査対象機関 | 1 |
| 6 . 監査の視点と方法 | 2 |
| 7 . 監査の実施期間 | 3 |
| 8 . 外部監査人及び補助者 | 3 |
| 9 . 利害関係 | 3 |
| 第2 . 監査対象の概要 | 4 |
| 1 . 千葉市中小企業資金融資制度の目的と事業の概要 | 4 |
| (1) 利用資格及び中小企業者の範囲 | 4 |
| (2) 千葉市中小企業資金融資制度の種類 | 5 |
| (3) 千葉市中小企業資金融資制度の融資実績 | 7 |
| (4) 融資残高と利子補給額の推移 | 7 |
| 2 . 財団法人千葉市産業振興財団 | 9 |
| (1) 財団法人千葉市産業振興財団の概要 | 9 |
| (2) 財団法人千葉市産業振興財団の組織図 | 10 |
| (3) 財団法人千葉市産業振興財団の3年間の推移 | 11 |
| 第3 . 監査の結果 | 13 |
| 1 . 千葉市中小企業資金融資制度 | 13 |
| (1) 融資実績がないものについて、制度の見直しを検討すべきもの | 13 |
| (2) 融資審査制度の見直しを検討すべきもの | 15 |
| (3) 破綻債権発生時の事務フローについて見直すべきもの | 17 |
| (4) 中小企業資金融資制度による融資の有効性を検討すべきもの | 18 |
| (5) (財)千葉市産業振興財団の役割、委託契約内容について見直すべきもの | 19 |
| (6) 連帯保証人が不要になったことに伴う損失てん補の増加に留意すべきもの | 21 |
| 2 . 財団法人千葉市産業振興財団の自主事業 | 23 |
| (1) 産学共同研究促進事業について共同事業の契約書について検討すべきもの | 23 |
| (2) インキュベート施設への入居者選定にあたり基準を設けるべきもの | 24 |
| (3) 財団の事業評価について見直すべきもの | 25 |
| 3 . 財団法人千葉市産業振興財団の受託事業 | 26 |
| 1) 受付及び書類審査時の問題点 | 26 |
| (1) 千葉市からの受託事業について、内容を見直すべきもの | 26 |
| (2) 融資実行済報告書の保管について検討すべきもの | 26 |
| (3) 融資事務受付業務における簡易起案申込書の手続きを見直すべきもの | 26 |
| (4) 融資事務受付業務における差し戻し手続きを見直すべきもの | 27 |

| | |
|---|----|
| (5) 融資に関する独立性について規程を設けて検討すべきもの | 27 |
| 2) 融資資格の確認時の問題点 | 29 |
| (1) 連帯保証人の適格性に関する審査手続きについて検討すべきもの | 29 |
| (2) 業績不良、長期に渡る債務超過先への融資について検討すべきもの | 29 |
| (3) 融資先の財務内容についてより詳細な情報を入手すべきもの | 31 |
| 3) 資金融資実行後の管理に関する問題点 | 32 |
| (1) 融資実行後の融資残高を管理すべきもの | 32 |
| (2) 融資実行後の業績悪化先について、必要な措置を検討すべきもの | 33 |
| (3) 滞留債権について定期的に情報を入手し、必要な措置を行うべきもの | 34 |
| 4) 貸出条件変更に関する問題点 | 35 |
| (1) 最終返済額を多額に設定しているものについて検討すべきもの | 35 |
| (2) 実質的に延滞している先に対する利子補給について検討すべきもの | 37 |
| 5) 代位弁済に関する問題点 | 40 |
| (1) 代位弁済の通知を受領時に保証人の支払意思や保証能力を検討すべきもの | 40 |
| (2) 代位弁済繰上請求理由書に債務者・保証人の記載内容を見直すべきもの | 41 |
| (3) 代位弁済事前通知回答書(案)の連帯保証人の記載項目を追加すべきもの | 43 |
| 4 . 財団法人千葉市産業振興財団(その他) | 44 |
| (1) 退職給与引当金及び賞与引当金の計上について検討すべきもの | 44 |
| (2) 事業別収支計算について見直すべきもの | 45 |

| |
|---|
| <p>報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。</p> |
|---|

包括外部監査の結果

第1．監査の概要

1．監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の包括外部監査

2．選定した特定の事件

千葉市中小企業資金融資制度及び財団法人千葉市産業振興財団について

3．特定の事件を選定した理由

千葉市中小企業資金融資制度は、中小企業の経営基盤の強化と近代化等を目的としているが、平成17年度決算における中小企業金融預託金は69億円であり、商工費全体の約73%を占めていることから、当該事業が有効に機能しているか、融資が適切に行われているか等について監査することが必要と考えた。

併せて、財団法人千葉市産業振興財団は、市から事業の補助や業務の委託を受けて、中小企業の振興事業を実施していることから、受託事業及び自主事業が適切に行われているか等について監査することが必要と考えた。

4．監査対象期間

平成17年度

ただし、必要がある場合は、平成18年度に拡大及び過年度に遡及する。

5．監査対象機関

経済農政局及び財団法人千葉市産業振興財団

6. 監査の視点と方法

(1) 監査の視点

1) 経済農政局

預託金の管理は適切か。

利子補給の申請から実績報告に至る事務手続きは妥当か。

実績報告書は適切に検討されているか。

利子補給先企業の返済延滞の場合に適切な措置がとられているか。

国のセーフティネット保証に基づく融資制度の手続きは適切か。

千葉県版 CLO (貸付債権担保証券) の発行手続きに基づく事務処理は適切か。

破綻懸念・破綻債権の発生に対する管理手続きは適切か。

2) 財団法人千葉市産業振興財団

中小企業融資の受付手続きは適切か。

融資対象の実質審査は適切に行われているか。

中小企業資金融資業務における財団法人の役割はどのようなものか。

財団内での融資実行に関する承認はどのように行われているか。

融資関係の契約書等の保管はどのようにされているか。

担保について適切に検討されているか。

保証人の選定手続・保証能力の判定は適切に行われているか。

回収期限延長や追加融資の申し込みがあった場合の、業務は適切か。

利息の支払、利息の滞留状況等について、金融機関から定期的に情報を入手しているか。

融資先の財政状態の見直し等(信用力調査等)を行っているか。

担保資産の評価の見直し等、担保の管理は行われているか。

回収、保証実行の状況について、金融機関から定期的に情報を入手しているか。

滞留の状況について情報を入手し発生時の措置は適切に行われているか。

回収不能(破綻債権)が発生した時に金融機関から市や保証協会へ事故報告は適切に行われているか。

融資後の中小企業等の業績の把握、融資対象の実査等は実施しているか。

(2) 監査の方法

この監査の実施にあたっては、千葉市中小企業資金融資制度及び財団法人千葉市産業振興財団の財務事務に係わる監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合ならびに必要な監査手続を実施した。

7. 監査の実施期間

平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 3 月 20 日まで

8. 外部監査人及び補助者

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 外部監査人 | 公認会計士 | 今井 靖容 | | | |
| 補助者 | 公認会計士 | 澤田 勲 | 田中 昌夫 | 狩野 茂行 | |
| | | 庄司 末光 | 山口 悦子 | 舟本 孝史 | |
| | | 芳川 昌大 | 海上 大介 | | |
| | 会計士補 | 柳 昭駒 | 米田 恵美 | 宮井 康行 | |

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

1 . 千葉市中小企業資金融資制度の目的と事業の概要

千葉市の中小企業資金融資制度は、市内中小企業者の経営基盤確立と近代化のために必要な事業資金を融資し、もって中小企業の振興育成を図ることを目的とするものである。

中小企業者（創業間もない者を含む）は、収益性・財務安全性や担保等が十分でない場合もあり、市中金融機関による十分な融資が受けられないケースがある。こうした状況下で、中小企業者の成長発展のための資金を融資し、中小企業者の振興育成を図ることが、千葉市の産業振興、ひいては市民生活の向上に資すると考えられることから、市として中小企業者に対する融資制度を整備しているものである。

（ 1 ）利用資格及び中小企業者の範囲

利用資格は、下記 ～ の全てをみたす中小企業者（会社または個人）である。

市内に店舗、事務所、工場等の設備を有し、かつ、市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること

千葉市に市民税の申告・納付をしており、かつ、滞納がないこと

千葉県信用保証協会の信用保証を受けられること

組合、医業を営む事業者等で一定の基準を満たすものも利用資格がある。

資金によっては、別に資格要件を定めている。

中小企業者の範囲は、表 1 - 1 のうち、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する企業である。

（表 1 - 1）中小企業者の範囲

| 業 種 | 資本金（出資金） | 従業員数 |
|--------------|------------|---------|
| 建設業、製造業、運輸業等 | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| 卸 売 業 | 1 億円以下 | 100 人以下 |
| サ ー ビ ス 業 | 5,000 万円以下 | |
| 小売業、飲食業等 | | 50 人以下 |

国の指定する業種については、別の基準を適用する。

また、業種によっては利用できない場合もある。

(2) 千葉市中小企業資金融資制度の種類

融資の種類とその内容は以下の表のようになっている。

(表1-2) 融資制度

(平成18年4月現在)

| 資金種類 | 融資対象者 | 融資 限度額 | 融資期間 (据置期間) | 融資 利率 | 利子補給 | 連 帯 保証人 及び担保 | 取扱 期間 | 受付 機関 |
|--------------------|---|-----------------|----------------------------------|---------------|-------|--------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 振 興 資 金 | 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、事業資金を必要とするもの | 運転資金 | 5年以内 (6か月) | 1年以内 年2.3% | 年1.4% | (連帯保証人)原則として個人申込不要 | 常時 | (取扱金融機関) 株千葉銀行 株千葉興業銀行 |
| | | 設備資金 | 12年以内 (1年) | 1年超 年2.7% | | | | |
| 小規模事業資金 | 市内で1年以上事業を営んでいる従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者で、事業資金を必要とするもの | 1,250万円 | 運転5年以内 (6か月) | 1年以内 年2.1% | | 法人申込 代表者 | | 株京葉銀行 千葉信用金庫 |
| | | | 設備10年以内(1年) | 1年超 年2.5% | | | | |
| 緊急小口 資 金 | | 運転資金 350万円 | 3年以内 (6か月) | 1年以内 年1.9% | | | | |
| 短期運転資金 | 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、一時的な資金を必要とするもの | 運転資金 1,000万円 | 6か月以内 割賦又は一括返済 | 年2.1% | | | | |
| 経 営 安 定 特 別 資 金 | 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、経済変動・公共事業等の影響により、経営の安定に支障をきたしているもの | 3,000万円 | 運転5年以内 (1年) 設備7年以内 (1年) | 1年以内 年2.3% | 年2.1% | | | |
| | | | | 1年超 年2.7% | | | | |
| 特定中小企業 対 策 資 金 | 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、中小企業信用保険法に基づく認定(1~6号)を受けたもの | 運転資金 3,000万円 | 5年以内 (1年) | 年2.4% | | | | |
| 災害復旧資金 | 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、特定の災害により被害を受け、その復旧資金を必要とするもの | 3,000万円 | 運転5年以内 (1年) 設備8年以内 (1年) | 年2.1% | | | | |
| 経 営 支 援 特 別 資 金 | 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比し5%以上減少しているもの | 運転資金 3,000万円 | 5年以内 (1年) | 年1.9% | 年1.4% | | 平成18年 4月1日 ~ 平成19年 3月31日 | |

| 資金種類 | 融資対象者 | 融 資 限度額 | 融資期間 (据置期間) | 融資 利率 | 利子補給 | 連 帯 保証人 及び担保 | 取扱 期間 | 受付 機関 |
|--------------------|--|---------------------------------|------------------|----------------|---|--|----------|---------------------------------------|
| 新規大型店対 策資金(注 1) | 市内で1年以上事業を営ん でいる中小小売業者で、 新規大型店の出店に対応し て、経営の合理化・近代化 等を講ずる資金を必要とす るもの、大型店に入店する ための資金を必要とするも の又は事業転換を図るため の資金を必要とするもの | 運転資金 2,000万円 | 5年以内 (6か月) | 年 2.4% | 年 4.0%以 内又は融 資利率の 1/2 以内 のいずれ か低い方 | (連帯保証人) 原則とし て個人申 込不要 法人申込 代表者 | 常時 | (財)千葉市産業 振興団 (取扱金融機関 は上記と同じ) |
| | | 設備資金 5,000万円 | 10年以内 (1年) | | | | | |
| 創業支援資金 | 申込者本人(法人について はその代表者)が次の各号 (注2)のいずれかに該当し、 市内で創業するもの、又は 創業間もないもの | 運転資金 1,000万円 | 5年以内 (6か月) | 1年以内 年 2.3% | 年 1.4% | | | |
| | | 設備資金 1,000万円 | 7年以内 (1年) | 1年超 年 2.7% | | | | |
| 新製品開発 促進資金 | 市内で1年以上事業を営ん でいる中小企業者で、新製 品の研究開発及び事業化を 図るための資金を必要とす るもの | 3,000万円 | 運転5年以内 (1年) | 年 1.9% | | | | |
| | | | 設備7年以内 (2年) | | | | | |
| 団 体 融 資 | 事業振 興資金 | 組合 3,000万円 組合員 2,000万円 | 運転5年以内 設備7年以内 | 年 2.1% | なし | (連帯保証人) 1名以上 (担保) 必要に応じ て担保を徴 する (保証協会) 必要に応じて 千葉県信用 保証協会の 保証を付す | | 商工組合中央金 庫千葉支店 |
| | 組合環 境整備 資金 | 設備資金 1億円 | 12年以内 | 年 1.8% | | | | (財)千葉市産業 振興団 |
| | 機械類 近代化 資金 | 設備資金 3,000万円 | 7年以内 | | | | | |

注 1 新規大型店対策資金で事業転換を行う場合、運転資金と設備資金と併せて5,000万円が融資限度額。

注 2 創業支援資金の融資対象者要件

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき創業する者で、創業計画が適切なもの。
2. 同一企業に3年以上勤務または同一業種に5年以上勤務したもので、独立して同種の事業を営もうとするもの。
3. 法律に基づく資格による創業及び特許法・実用新案法並びに意匠法に基づく出願公告または設定登録を受けた新技術により創業するもの。
4. 国または地方自治体等による創業者研修の修了者で事業計画が適切なもの。
5. 事業経歴が6ヶ月以上1年未満のもので、事業資金を必要とするもの。

(3) 千葉市中小企業資金融資制度の融資実績

千葉市中小企業資金融資制度の過去2年間の実績は次の表のとおりである。

(表1-3) 融資実績

(単位：千円)

| 資金種類 | 平成16年度 | | 平成17年度 | |
|---------------------|----------|-----------|--------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 振興資金 | 230 | 3,327,660 | 270 | 3,921,550 |
| 小規模事業資金 | 161 | 684,745 | 170 | 746,470 |
| 小規模事業資金 (緊急小口資金) | 10 | 25,000 | 11 | 22,000 |
| 季節運転資金 | 61 | 571,000 | 52 | 453,000 |
| 経営安定特別資金 | 3 | 43,600 | - | - |
| 特定中小企業対策資金 | 4 | 61,000 | 3 | 42,000 |
| 災害復旧資金 | - | - | - | - |
| 経営支援特別資金 | 37 | 575,500 | 30 | 455,000 |
| 新規大型店対策資金 | - | - | - | - |
| 創業支援資金 | 7 | 53,548 | 10 | 43,400 |
| 新製品開発促進資金 | - | - | - | - |
| 団体 融資 | 事業振興資金 | - | - | - |
| | 組合環境整備資金 | - | - | - |
| | 機械類近代化資金 | - | - | - |
| 合計 | 513 | 5,342,053 | 546 | 5,683,420 |

(4) 融資残高と利子補給額の推移

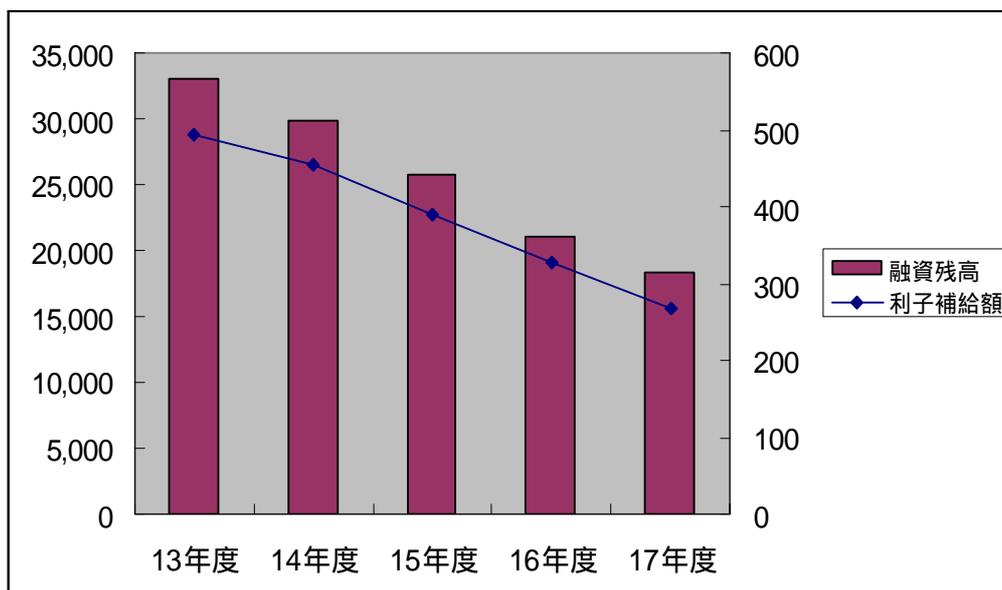
制度融資の融資残高と利子補給額の比率は表1-4のようになっている。

主な制度融資の利子補給利率は、平均約1.51%であり、安定的に利子補給制度は運用されている。

(表 1 - 4) 融資残高と利子補給額の推移

(単位： 百万円)

| 区 分 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 融 資 残 高 | 32,989 | 29,913 | 25,756 | 21,035 | 18,363 |
| 利子補給額 | 493 | 455 | 391 | 328 | 267 |
| 利子補給率 | 1.49% | 1.52% | 1.52% | 1.56% | 1.45% |



2. 財団法人千葉市産業振興財団

(1) 財団法人千葉市産業振興財団の概要

財団法人千葉市産業振興財団(以下、「財団」という。)は、千葉市の特性を活かして、事業者の経営革新や創業者・ベンチャー企業者の支援等、さまざまな事業を実施することにより、新事業の創出や、活力ある地域経済社会を構築することを目的としている。

財団は、中小企業指導法の全面改正により、従前の行政組織としての中小企業支援センターを廃止し、中小企業支援法に基づく指定法人として、平成13年4月1日に設立された。

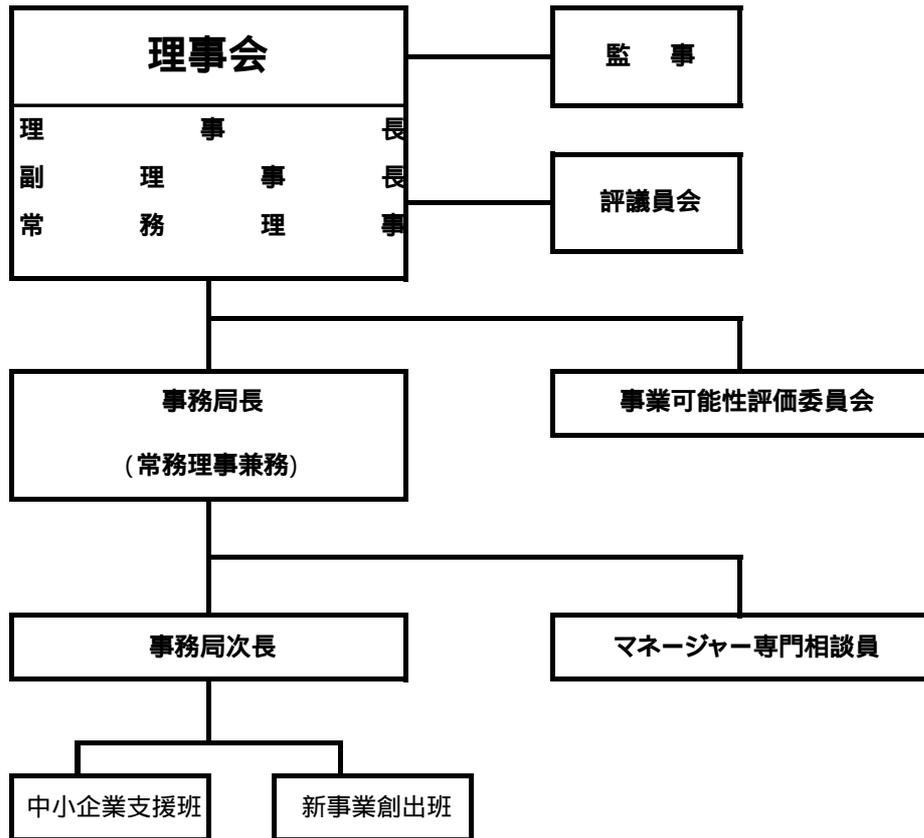
財団では、千葉市の地域経済を支える中小企業者への経営革新・創業支援の充実に努めるとともに、将来を見据えた新事業の創出に向け、中核的支援機関として各支援機関と連携を図りながら、市の特性を活かした地域経済社会の構築を目指して9つの事業を展開している。

- 経営・技術支援事業
- 創業支援施設事業
- 情報提供事業
- 人材育成事業
- 交流促進事業
- 調査研究事業
- 技術振興事業
- 地域商業活性化事業
- 受託事業

財団は、千葉市が実施する市内中小企業者を対象とした資金融資事業のうち、受付・調査業務を受託しており、当該事業は上記の「受託事業」に含まれている。

(2) 財団法人千葉市産業振興財団の組織図

財団の組織図は、下記のとおりである。



(3) 財団法人千葉市産業振興財団の3年間の推移

(表1-5) 財団の業績の推移

(単位：円)

| 科 目 | 平成15年度 | | 平成16年度 | | | 平成17年度 | | | |
|----------------|--------------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------|-------------|-----------|------|
| | | 構成比 | | 構成比 | 増加率 | | 構成比 | 増加率 | |
| 正味財産増加額 | | | | | | | | | |
| 基本財産利息収入 | 50,052 | 0% | 221,000 | 0% | 342% | 221,000 | 0% | 0% | |
| 事業収入 | 13,974,420 | 5% | 12,878,555 | 5% | -8% | 11,596,090 | 4% | -10% | |
| 受託事業収入 | 9,994,412 | 3% | 3,044,000 | 1% | -70% | 4,747,930 | 2% | 56% | |
| 地方公共団体補助金収入 | 281,302,435 | 92% | 248,432,897 | 93% | -12% | 250,080,001 | 93% | 1% | |
| 負担金収入 | 0 | 0% | 613,127 | 0% | - | 556,546 | 0% | -9% | |
| 雑収入 | 1,821,575 | 1% | 896,815 | 0% | -51% | 1,167,318 | 0% | 30% | |
| 合 計 | 307,142,894 | 100% | 266,086,394 | 100% | -13% | 268,368,885 | 100% | 1% | |
| 正味財産減少額 | | | | | | | | | |
| 事業費 | 225,617,224 | 73% | 195,958,901 | 74% | -13% | 198,286,110 | 74% | 1% | |
| 経営・技術支援事業費 | 50,449,839 | 16% | 46,036,507 | 17% | -9% | 43,669,143 | 16% | -5% | |
| 創業支援施設事業費 | 63,421,314 | 21% | 62,760,118 | 24% | -1% | 60,512,482 | 23% | -4% | |
| 情報提供事業費 | 27,674,262 | 9% | 25,771,139 | 10% | -7% | 23,919,591 | 9% | -7% | |
| 人材育成事業費 | 17,245,174 | 6% | 14,950,401 | 6% | -13% | 14,847,722 | 6% | -1% | |
| 交流促進事業費 | 24,388,207 | 8% | 18,681,627 | 7% | -23% | 25,327,073 | 9% | 36% | |
| 調査研究事業費 | 12,734,959 | 4% | 5,499,218 | 2% | -57% | 6,856,112 | 3% | 25% | |
| 技術振興事業費 | 11,915,139 | 4% | 10,952,494 | 4% | -8% | 9,711,903 | 4% | -11% | |
| 地域商業活性化事業費 | 7,793,918 | 3% | 8,263,397 | 3% | 6% | 8,694,154 | 3% | 5% | |
| 受託事業費 | 9,994,412 | 3% | 3,044,000 | 1% | -70% | 4,747,930 | 2% | 56% | |
| 管理費 | 71,781,571 | 23% | 69,743,793 | 26% | -3% | 68,285,075 | 25% | -2% | |
| 役員費 | 9,710,697 | 3% | 9,229,664 | 3% | -5% | 10,233,892 | 4% | 11% | |
| 職員費 | 26,914,473 | 9% | 25,069,936 | 9% | -7% | 24,693,300 | 9% | -2% | |
| 一般管理費 | 35,156,401 | 11% | 35,444,193 | 13% | 1% | 33,357,883 | 12% | -6% | |
| 建物減価償却費 | 6,499,147 | 2% | 5,656,372 | 2% | -13% | 4,927,741 | 2% | -13% | |
| 什器備品減価償却費 | 606,555 | 0% | 340,883 | 0% | -44% | 191,577 | 0% | -44% | |
| ソフトウェア減価償却額 | 2,030,000 | 1% | 3,857,000 | 1% | 90% | 3,909,500 | 1% | 1% | |
| 退職給与引当金繰入額 | 609,480 | 0% | 383,700 | 0% | -37% | 398,700 | 0% | 4% | |
| 合 計 | 307,143,977 | 100% | 275,940,649 | 104% | -10% | 275,998,703 | 103% | 0% | |
| 当期正味財産増加額 | - | 1,083 | 0% | 9,854,255 | -4% | - | 7,629,818 | -3% | -23% |
| 前期繰越正味財産額 | 185,040,109 | | 185,039,026 | | 0% | 175,184,771 | | -5% | |
| 期末正味財産合計額 | 185,039,026 | | 175,184,771 | | -5% | 167,554,953 | | -4% | |

(注1) 平成16年度受託事業収入及び受託事業費の減少は地域コンソーシアム事業の未執行による。

(注2) 平成16年度は事業費の減少により地方公共団体補助金が減少。

(注3) 平成17年度交流促進事業費の増加は、販路拡大事業、産学共同研究促進事業に関する費用の増加による。

(注4) この表は、財団作成の決算書から、フロー式の正味財産増減計算書に変更して作成している。

(表1-6) 財団の貸借対照表の推移

(単位：円)

| 科 目 | 平成15年度 | 平成16年度 | 増加率 | 平成17年度 | 増加率 |
|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 資 産 | | | | | |
| 現金預金 | 43,919,170 | 29,561,123 | -33% | 44,355,463 | 50% |
| 未収金 | 560,826 | 283,855 | -49% | 614,316 | 116% |
| 立替金 | 0 | 0 | - | 14,090 | - |
| 流動資産合計 | 44,479,996 | 29,844,978 | -33% | 44,983,869 | 51% |
| 定期預金 | 70,000,000 | 40,000,000 | -43% | 40,000,000 | 0% |
| 普通預金 | 0 | 98,754 | - | 58,176 | -41% |
| 投資有価証券 | 30,000,000 | 59,901,246 | 100% | 59,941,824 | 0% |
| 基本財産合計 | 100,000,000 | 100,000,000 | 0% | 100,000,000 | 0% |
| 建物 | 48,033,917 | 42,377,545 | -12% | 37,449,804 | -12% |
| 什器備品 | 778,275 | 437,392 | -44% | 245,815 | -44% |
| ソフトウェア | 17,085,834 | 13,228,834 | -23% | 12,469,334 | -6% |
| 電話加入権 | 378,000 | 378,000 | 0% | 378,000 | 0% |
| 敷金 | 13,763,000 | 13,763,000 | 0% | 12,012,000 | -13% |
| 退職給与引当預金 | 609,480 | 993,180 | 63% | 1,391,880 | 40% |
| 固定資産合計 | 80,648,506 | 71,177,951 | -12% | 63,946,833 | -10% |
| 合 計 | 225,128,502 | 201,022,929 | -11% | 208,930,702 | 4% |
| 負 債 | | | | | |
| 未払金 | 38,764,536 | 23,301,418 | -40% | 38,018,688 | 63% |
| 前受金 | 638,390 | 647,440 | 1% | 892,870 | 38% |
| 預り金 | 77,070 | 896,120 | 1063% | 1,072,311 | 20% |
| 流動負債 | 39,479,996 | 24,844,978 | -37% | 39,983,869 | 61% |
| 退職給与引当金 | 609,480 | 993,180 | 63% | 1,391,880 | 40% |
| 固定負債 | 609,480 | 993,180 | 63% | 1,391,880 | 40% |
| 合計 | 40,089,476 | 25,838,158 | -36% | 41,375,749 | 60% |
| 正味財産 | | | | | |
| 正味財産 | 185,039,026 | 175,184,771 | -5% | 167,554,953 | -4% |
| (うち基本金) | 100,000,000 | 100,000,000 | 0% | 100,000,000 | 0% |
| (うち当期正味財産減少額) | 1,083 | 9,854,255 | - | 7,629,818 | -23% |
| 負債及び正味財産合計 | 225,128,502 | 201,022,929 | -11% | 208,930,702 | 4% |

(注1) 平成17年度未払金の増加は、業務の完了が17年度末までかかった案件が多かったことによる。

(注2) 平成17年度現金預金の増加は、(注1)により、支払いのための現金預金を保有する必要があったことによる。

第3．監査の結果

1．千葉市中小企業資金融資制度

(1) 融資実績がないものについて、制度の見直しを検討すべきもの

【概要】

千葉市の中小企業資金融資制度のうち、過去6年間の融資実績が10件に満たないものが2制度あり、過去6年間実績は下記の表2-1のとおりである。

中小企業団体融資制度は3制度用意されているが、3制度とも過去6年間の融資実績が3件以下であり、過去6年間実績は下記の表2-2のとおりである。

なお、災害復旧資金も過去6年間実績がないが、これは千葉市で特に大きい災害が発生していないためであり、検討からは除外している。

(表2-1) 中小企業資金融資制度のうち、融資実績が低いもの

| 年 度 | 新規大型店対策資金 | | 新製品開発促進資金 | |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) |
| 平成12年度 | 0 | 0 | 3 | 56,700 |
| 13年度 | 0 | 0 | 2 | 14,000 |
| 14年度 | 0 | 0 | 1 | 3,000 |
| 15年度 | 0 | 0 | 1 | 10,000 |
| 16年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 7 | 83,700 |

(表2-2) 中小企業団体融資制度のうち、融資実績が低いもの

| 年 度 | 事業振興資金 | | 組合環境整備資金 | | 機械類近代化資金 | |
|--------|--------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) |
| 平成12年度 | 3 | 25,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 13年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14年度 | 0 | 0 | 1 | 8,925 | 0 | 0 |
| 15年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 16年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 3 | 25,000 | 1 | 8,925 | 0 | 0 |

【問題点】

中小企業資金融資制度のうち、新規大型店対策資金は、市内で1年以上事業を営んでいる中小小売商業者で、新規大型店の出店に対応して、経営の合理化・近代化等を講ずる資金を必要とするもの、大型店に入店するための資金を必要とするものまたは事業転換を図るための資金を必要とするものに対する融資制度であるが、過去6年にわたり融資実績がない。

新製品開発促進資金は、市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新製品の研究開発及び事業化を図るための資金を必要とするものに対する融資制度であるが、融資実績は年々減少してきており、平成16年度以降は融資実績がない。

中小企業団体融資制度のうち、事業振興資金は、市内に事業所等のある中小企業者で組織される組合及びその組合員を対象とした団体融資制度であるが、平成12年度に融資実績があった以降、実績がない。

組合環境整備資金は、市内にある事業協同組合、商店街振興組合等で、共同施設や福利厚生施設を整備する資金を必要とするものを対象とする融資制度であり、平成14年度に1件、融資実績があったのみである。

機械類近代化資金は、市内に事業所等のある中小企業者で組織される組合で、設備を導入するために資金を必要とするものを対象とする融資制度であるが、過去6年にわたり融資実績がない。

これらの融資制度のうち、団体融資制度の事業振興資金を除き、財団法人千葉市産業振興財団が受付機関となっているものである。

【意見】

中小企業資金融資制度のうち新規大型店対策資金、新製品開発促進資金、及び中小企業団体融資制度の3融資制度は融資実績が極端に低く、特に平成16年度以降は全く利用実績がなく、融資制度として有効に活用されていない状況にある。

経済情勢は年々変化してきており、中小企業や中小企業者で構成される団体の資金ニーズの対象も変化してきている。千葉市の中小企業資金融資や中小企業団体融資制度の目的である市内の中小企業や中小企業団体の経営基盤の確立と近代化のために必要な事業資金を利子補給(団体融資制度は利子補給なし)により実質的に低利で融資するという目的に鑑み、これらの融資制度の利用実績が低い理由や、中小企業の資金需要、動向及び融資実績等を調査し、有効に資金が利用されるよう融資内容や制度の見直し、さらに融資制度に関する広報の見直し等を行うことを検討されたい。

(2) 融資審査制度の見直しを検討すべきもの

【概要】

中小企業への資金融資の過去5年間の推移は表3のとおりであり、融資残高は減少傾向であるものの、平成17年度末で183億円を超えている。

一方、景気は回復しつつあるが、依然中小企業を取り巻く経済環境は厳しく、融資残高の減少に伴い、表4のとおり破綻債権の発生件数や、代位弁済請求額及び千葉市の損失てん補額はここ数年減少してきているものの、依然高水準であり、平成17年度の千葉市の損失てん補額は6千万円を超えている。

(表3) 融資額・融資残高の推移 (単位：百万円)

| 年 度 | 平成12年度末 | 平成13年度末 | 平成14年度末 | 平成15年度末 | 平成16年度末 | 平成17年度末 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 融 資 額 | 10,585 | 9,585 | 10,460 | 7,765 | 5,342 | 5,683 |
| 融 資 残 高 | 37,575 | 32,989 | 29,912 | 25,756 | 21,034 | 18,362 |
| 預 託 金 | 16,340 | 16,340 | 10,240 | 9,190 | 8,190 | 6,900 |
| 融資実行件数 | 984 | 821 | 801 | 677 | 513 | 546 |
| 融資残高件数 | 5,777 | 5,379 | 4,787 | 3,914 | 3,251 | 2,843 |

(表4) 破綻債権の発生と損失てん補額の推移 (単位：百万円)

| 年 度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 合 計 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 発 生 件 数 | 98 | 120 | 91 | 54 | 48 | 411 |
| 代位弁済請求額 | 594 | 580 | 458 | 284 | 334 | 2,250 |
| 千葉市損失てん補額 | 122 | 116 | 91 | 54 | 64 | 447 |
| 千葉市代位弁済発生率 (注1) | 1.70% | 2.23% | 1.90% | 1.38% | 1.48% | 1.74% (平均) |
| 千葉市損失てん補率 (注2) | 0.32% | 0.35% | 0.30% | 0.21% | 0.30% | 0.30% (平均) |

(注1) 千葉市代位弁済発生率は、表4「破綻債権の発生と損失てん補額の推移」に記載されている千葉市代位弁済の発生件数を、表3「融資額・融資残高の推移」に記載されている前年度末の融資残高件数で割って算出している。

(注2) 千葉市損失てん補率は、表4「破綻債権の発生と損失てん補額の推移」に記載されている千葉市損失てん補額を、表3「融資額・融資残高の推移」に記載されている前年度末の融資残高で割って算出している。

貸倒れが発生した場合には、金融機関への代位弁済をまず千葉県信用保証協会が行い、千葉市はその代位弁済額のうち有担保の融資については20%、無担保の融資については15%を損失てん補する覚書を締結している。その後、サービサー(債権回収専門会社)等により千葉市が損失てん補した代位弁済金にかかる債権が回収された場合には、損失補償の割合に応じた額が千葉市に支払われ、当初の損失てん補額と回収額の差額が千葉市の実負担額となる。

また、表4「破綻債権の発生と損失てん補額の推移」に、千葉市代位弁済発生率と千葉市損失てん補率を記載しているが、これは前年度末の融資残高・融資残高件数に対する、翌年度の代位弁済の発生件数や千葉市損失てん補額の割合を算定したものである。融資残高や融資残高件数は年々減少しているものの、千葉市代位弁済発生率は1.38%～2.23%の間で推移し、千葉市損失てん補率も0.3%前後を推移しており、同様の傾向が続くとすれば、平成18年度においても、「千葉市CLO活用資金融資」の返済開始によるが、10月までの7ヶ月ですでに83百万円と平成17年度の64百万円を上回っており、千葉市に相応の負担が発生する可能性が高い。

【問題点】

貸倒れが一旦発生した場合、信用補完制度により千葉市が制度融資に関する一定割合のリスクを負うため、平成17年度であれば代位弁済請求額334百万円に対して市が損失てん補する金額は64百万円と負担や影響は決して小さいとはいえない。

しかしながら、融資を実行するかどうかの実質的な審査は、千葉県信用保証協会と貸倒れのリスクを負わない取扱金融機関が行っている。

千葉市と千葉県信用保証協会で行き交わした『「千葉市中小企業資金融資」、「千葉市創業支援資金融資」、「千葉市中小企業団体融資」及び「千葉市CLO活用資金融資」促進に関する覚書』に添付されている「千葉市中小企業資金融資業務取扱要領」の中でも、融資申込者の営業状態や信用等の調査を行い、融資可否を決定するのは金融機関と千葉県信用保証協会であり、融資制度に関する責任は千葉市にあることが明記されている。

千葉市は中小企業資金融資制度に関する受付・調査業務を、財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）に委託して行っているが、財団では必要な書類の記載漏れのチェックや添付書類が完備しているかどうか、融資資格、連帯保証人が要件を満たしているか等の要件審査を行っている。融資先である中小企業の財務内容の分析等に関しては、金融機関が行うものであるため、財団としては融資先の財務内容の分析や弁済能力、債権の回収可能性等の検討は行っていない。

創業支援資金等、財団が窓口となり、創業計画の把握、面談、実態調査を実施しているものもあるが、財団が、窓口となり実態調査を行った融資の実績は平成17年度で10件、融資総額43百万円のみであり、大部分が金融機関を窓口とした融資制度を利用し、金融機関等の審査によっている。

【意見】

千葉市は中小企業資金融資制度において、融資した資金に対する貸倒リスクを負っており、貸倒れが発生した場合には、損失をてん補する義務がある。

このことを踏まえて、融資の実行にあたっては、千葉市は融資先である中小企業の事業計画や将来性、融資した資金の弁済能力、債権の回収可能性等を十分に検討し、さらに金融機関からの審査結果と合わせて、融資制度を適用するかどうかを慎重に決定する必要がある。

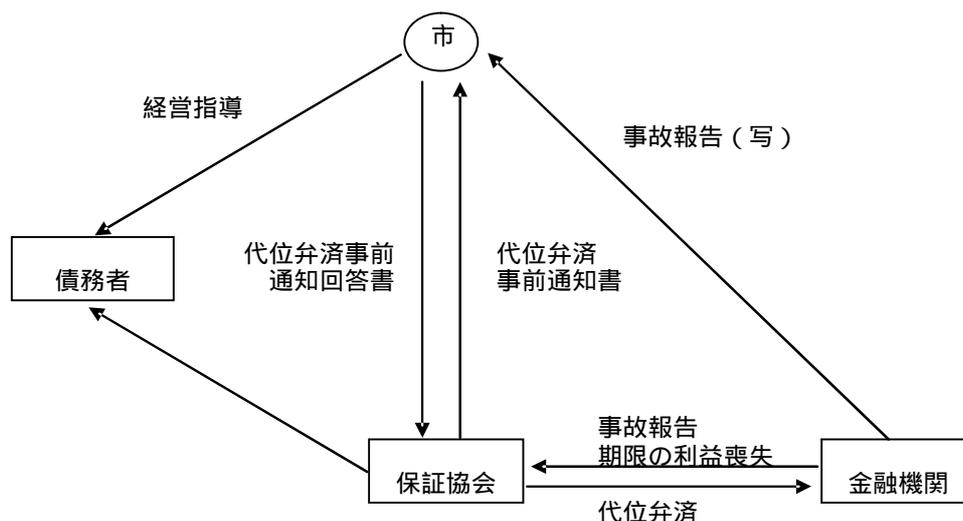
さらに、融資後は債務者の返済状況、滞留に関する情報を金融機関から定期的に入手し、融資先が返済に行き詰まり、滞留が発生している場合には、貸倒れが実際に発生する前に、何らかの改善策等により、的確な経営指導を融資先に行うことを検討されたい。

(3) 破綻債権発生時の事務フローについて見直すべきもの

【概要】

千葉市では、中小企業資金融資制度により貸付を実行している融資先が破綻した場合の対応処理について、「破綻債権発生時の事務フロー」を作成している。

破綻債権発生時の事務フローは以下のとおりである。



この中で、千葉市の主な手続きとして、

金融機関から事故報告を受ける

債務者に対する経営指導

という記載があり、千葉市は金融機関から事故報告を受けた後に、債務者に対して経営指導ができるという事務フローになっている。

【問題点】

以上のような事務フローとなっているが、実際には千葉市は事故報告を金融機関からは受け取っておらず、債務者が期限の利益を喪失後、保証協会から財団法人千葉市産業振興財団に代位弁済事前通知書が送付され、その内容が千葉市に送られるという流れになっている。

実際に貸倒れが発生した後に、千葉市へ連絡が行くために、債務者に対する経営指導は行われておらず、事務フローと実際の業務内容が相違している。

また、千葉市と千葉県信用保証協会を取り交わした『「千葉市中小企業資金融資」、「千葉市創業支援資金融資」、「千葉市中小企業団体融資」及び「千葉市CLO活用資金融資」促進に関する覚書』に添付されている「千葉市中小企業資金融資業務取扱要領」の中に、資金融資実行後の管理や経営指導についても千葉市は業務として責任を負い、「市は必要に応じて融資実行後経営指導を行う。」と明記されていることから、現状は覚書の記載と実態が乖離しているという問題も生じている。

【指 摘】

中小企業資金融資制度により融資を実行している融資先に関して債務履行が困難となるような事由が生じたとき、または、生じるおそれがあると認められた場合や、融資先が破綻した場合の対応処理について、千葉市としては事務フローに従って業務処理を行うことは当然であるが、それが実態に合っていない箇所がある場合、どのように対応することが最良であるかを検討し、それにもとづき事務フローや、金融機関及び千葉県信用保証協会との覚書の見直しを行うことが必要であり、早急に対応されたい。

さらに、事務フローに沿って、業務が行われているかどうかを定期的に検証することを検討されたい。

(4) 中小企業資金融資制度による融資の有効性を検討すべきもの

【概要及び問題点】

中小企業資金融資制度により資金の融資を実行した後、融資目的が達成されているかどうか、資金の融資により中小企業の経営基盤の確立に役立ったのかどうか等の融資の有効性に関する検討が行われていない。

現状は貸付金の返済が完了したものは、中小企業の経営基盤の確立に役立ったものと千葉市は考えており、融資用途の有効性に関する評価や分析は実施していないとのことである。

【指 摘】

中小企業資金融資制度は、中小企業の経営基盤の確立のために、必要な事業資金を千葉市からの利子補給により実質的に低利で融資しているものであり、融資を行った後は、融資による資金が有効に使用されているかどうか、また中小企業の経営基盤の確立に役立ったのか等について、十分な調査・検討を行い、その結果を、中小企業資金融資制度の見直しや他の中小企業助成制度の見直しに生かすべきである。

【意 見】

融資先が破綻し、代位弁済となり、千葉市が損失を補った融資案件について、どのような理由により融資先の業況が悪化し、破綻に陥ったのかについて調査し、融資実行時の審査に問題がなかったのかどうか、またその後の業況の悪化に対して、何らかの対応が取れなかったのかどうかについて検討し、今後の新規融資案件の審査や、現在融資中の貸付金の管理に役立たせることを検討されたい。

(5)(財)千葉市産業振興財団の役割、委託契約内容について見直すべきもの

【概 要】

千葉市の中小企業資金融資制度における千葉市及び財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）の役割に関して、千葉市は融資制度に関する責任を負い、財団は受付、書類審査、融資資格の確認、資金融資実行後の管理を行うこととされており、千葉市は市の中小企業資金融資制度に係る受付・調査業務について、財団に委託している。

受付業務に関して、財団が受付機関となり、融資申請者から直接申し込みを受け付けるのは、新規大型店対策資金、創業支援資金、新製品開発促進資金の3つの融資制度のみとなっている。これらの3つの融資制度は財団が、申請者から直接融資申込書等、必要書類を入手し、書面審査や融資資格の確認、創業計画の把握、保全の確認として連帯保証人が要件を満たしているか等の調査を実施した後、金融機関に書類を送付する。

新規大型店対策資金、創業支援資金、新製品開発促進資金の3つの融資制度以外の融資制度については、金融機関が受付機関となっており、融資申請者は金融機関に融資を申し込む。金融機関は審査等を実施した後、財団に融資関連書類の原本を送付し、財団は、送られてきた書類に関し、融資資格や、書類に不備や不足がないかどうかの確認を行う。金融機関及び千葉県信用保証協会が融資・保証を決定した後、財団に融資を実行するかどうかの結果が送付されてくる。

財団が、受付機関となっている3つの融資制度の直近6年間の融資実績は、表5のとおりである。

(表5) 財団法人千葉市産業振興財団が受付機関となっている融資制度の融資

| 年 度 | 新規大型店対策資金 | | 創業支援資金 | | 新製品開発促進資金 | |
|------|-----------|--------|--------|---------|-----------|--------|
| | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) | 件数(件) | 金額(千円) |
| 12年度 | 0 | 0 | 41 | 279,069 | 3 | 56,700 |
| 13年度 | 0 | 0 | 24 | 152,128 | 2 | 14,000 |
| 14年度 | 0 | 0 | 22 | 141,900 | 1 | 3,000 |
| 15年度 | 0 | 0 | 8 | 63,000 | 1 | 10,000 |
| 16年度 | 0 | 0 | 7 | 53,548 | 0 | 0 |
| 17年度 | 0 | 0 | 10 | 43,400 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 112 | 733,045 | 7 | 83,700 |

表5のとおり、融資実績は毎年減少しており、平成17年度は創業支援資金が10件、融資総額43,400千円のみである。

平成17年度の千葉市中小企業資金融資制度の融資実績は全体で546件であり、536件については、金融機関が受付機関となっており、残りの10件は財団が受付機関となっているものである。

【問題点】

千葉市は中小企業資金融資制度に係る受付・調査業務について、財団に委託しているものの、財団が受付機関となっている融資制度の融資実績は年々減少しており、財団における千葉市からの中小企業資金融資制度に関する業務は、金融機関や千葉県信用保証協会から送付されてくる融資関連書類の原本に関する不備のチェックや保管に比重が移ってきている。

さらに、財団の事業報告書に、千葉市からの受託業務の内容が記載されており、

「市内中小企業者等の経営基盤の安定を図るため、市の中小企業資金融資制度に係る受付・調査業務を受託」

- ・受付件数 597件
- ・融資実績 546件(5,683,420千円)

との記載がある。

受付件数597件とあるが、金融機関が受付機関となっている融資制度のものが大部分である。

【意見】

経済情勢は年々変化してきており、中小企業の資金ニーズの対象も変化してきており、中小企業が利用する融資の種類も変わってきている。現状は、財団が受付機関となっている融資制度の利用度は低くなってきており、直接的な受付業務や調査業務がほとんど行われていない状態が続いており、金融機関等が受付業務を行っている融資制度に関わる書類上の要件確認業務が多くを占めている

千葉市の委託内容と、財団側が実施している内容に差が生じているのであれば、実際の作業内容を詳細に調査した上で、千葉市の中小企業資金融資制度における財団の役割を見直し、さらには財団への委託契約内容の見直しを検討されたい。

また、財団は、事業報告書への記載について、利害関係者に誤解を与えることがないように、「財団直接受付 10 件、金融機関からの回付受付 536 件」というように、記載内容に注意されたい。

(6) 連帯保証人が不要になったことに伴う損失てん補の増加に留意すべきもの

【概要及び問題点】

平成 18 年度(平成 18 年 4 月)から、団体融資を除き、融資にともなう連帯保証人が原則不用となった。表 6 のように、平成 18 年 10 月までの融資実行額は、月を追って増加している傾向にあるが、この理由の一つに人的担保制度の緩和があると思料される。

中小企業資金融資制度について、従来、金融機関は融資が破綻した場合の貸倒損失リスクを負ってこなかったが、責任共有制度の導入により、金融機関も 20% の貸倒損失リスクを負担することが、国レベルで検討されている。

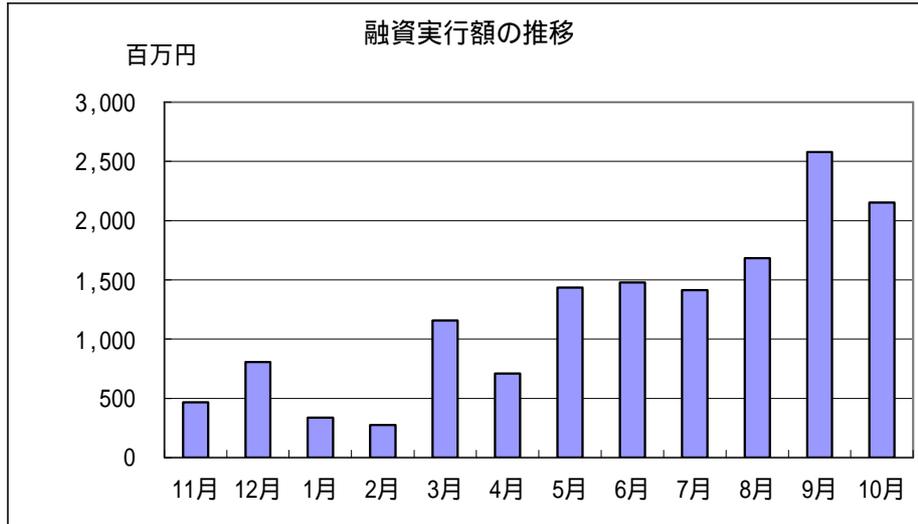
責任共有制度は平成 19 年 10 月から導入される予定であるが、平成 18 年 4 月からその導入までの 1 年 6 ヶ月間の期間は、連帯保証人という人的担保がないことに対応して、損失てん補リスクが増大することになる。

【意見】

平成 18 年 4 月から平成 19 年 9 月までの担保制度の緩和の結果、今後予想される損失てん補額の増大に対処するために、千葉市は、債務者の人的物的信用や事業計画の信頼性を主体的に審査し、金融機関や保証協会からの延滞等の事故報告を早期に入手し対応する体制を確立するように努められたい。

(表6) 平成18年10月までの1年間の月別融資実行額の推移 (単位 百万円)

| 年度 | 平成17年度 | | | | | 平成18年度 | | | | | | |
|-----|--------|-----|-----|-----|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
| 融資額 | 465 | 807 | 335 | 276 | 1,157 | 707 | 1,433 | 1,477 | 1,413 | 1,683 | 2,579 | 2,155 |



2. 財団法人千葉市産業振興財団の自主事業

(1) 産学共同研究促進事業について共同事業の契約書について検討すべきもの

【概要】

財団法人千葉市産業振興財団(以下、財団という)は、交流促進事業の一環として、事業者と大学研究者等による分野ごとの交流を促進し、産学官の連携によるネットワークを形成することにより、新事業の創出を図るとともに産学連携による研究開発や試作品の製作を行い、その事業化に向けた支援を行う産学共同研究促進事業を行っている。

この事業費は、実質的には、大学に対する奨学寄附金とも考えられるが、事業者の共同研究の事業化、産業発展を視野にした、千葉市の補助金を財源とした財団の委託事業となっている。

【問題点】

対価を期待しない補助金ではなく、財団の事業の委託となっている。即ち財団が事業者にも共同研究委託業務を委託し、受託事業者は大学等の共同研究機関と共同研究を行う。この構図にそった手続きが求められることになる。

しかし、契約関係について以下の問題がある。

研究事業Aについて、T大と受託事業者との共同研究の契約事実は事業者からT大に対する申込書によっている。正式な産学共同研究であることの根拠となる契約書の様式にはよっていない。

財団と事業者との契約書では、産業財産=知的財産について「第16条 委託事業の実施に基づき生じた産業財産権の取り扱いについては、別途協議するものとする。」としており、明確な措置方針はない。

【意見】

中小企業が独自にできない研究部分を大学と連携して行い、新規製品の事業化による地域産業基盤の育成という目的にそった事業であるが、具体的事業の進展にともなう権利義務関係を想定した契約手続きを明確にして事業は進められるべきであるとする。

また、この委託事業の結果得られる研究成果の帰属についても明確化すべきである。

(表7) 産学共同事業の内容

(単位：円)

| 事業名 | 委託費 | 企業と大学の契約 | |
|-------|-----------|------------|-----------------------------------|
| | | 契約日 | 知的財産 |
| 研究事業A | 2,268,000 | | |
| 研究事業B | 1,470,000 | H17. 6. 6 | 受託研究契約書 企業及び大学に帰属 |
| 研究事業C | 3,087,000 | H17. 6. 7 | 国立大学法人の共同研究 契約書 場合により両者規定あり |
| 研究事業D | 1,575,000 | H17. 10. 1 | 委託研究契約書 大学に帰属 |
| 研究事業E | 1,050,000 | H17. 7. 1 | 国立大学法人の共同研究 契約書 規定持分で両者に帰属 |

(2) インキュベート施設への入居者選定にあたり基準を設けるべきもの

【概要及び問題点】

インキュベート施設への入居者選定については、事業可能性評価委員会の審査にかけて決定している。事業の概要、資金計画、本人の経歴等を記載した書面及び面接にもとづき審査が行われ、審査自体は絶対点でつけており、明文化された審査基準は特に設けていないが、概ね6割を合格のラインとしているとのことである。

【意見】

インキュベート施設を有効に利用するといった面からも、入居者の選定は重要である。施設が空いているときは、ある一定以上のレベルを保ちつつも多めに入居者を決定し、空室率を下げるようにすることも考えられる。

しかしながら、多めに入居者を決め、施設の空きが少なくなると、将来有望な起業や事業であっても、施設に入れないということが起こる可能性がある。

従って、何らかの入居選定に関する審査基準を設けて、それに従って審査を行い、入居者を決定することを検討されたい。

(3) 財団の事業評価について見直すべきもの

【概要】

財団法人千葉市産業振興財団では、マネージャー及び事務局職員により、各財団事業の事業評価を実施しており、翌期以降の事業に生かすようにしている。

事業評価の評価基準は特に設けておらず、現状は下記の3項目に分けて、「財団事業に対する評価シート」上、5段階で点数をつけ、さらに次期以降の事業案や有料化できるかどうかの検討を実施している。

- A ユーザーのニーズ
- B 費用対効果
- C ユーザーの満足度

【問題点】

これらの判断項目によると、ユーザーが関係する事業は評価点が高いが、ユーザーが関係しないような調査研究等は評価点が低めになるという問題がある。

【意見】

特定の条件に偏らず、より公正な評価ができるような評価基準を設けて、それにもとづいて事業評価を実施することを検討されたい。

3. 財団法人千葉市産業振興財団の受託事業

1) 受付及び書類審査時の問題点

(1) 千葉市からの受託事業について、内容を見直すべきもの

内容については、「1.(5) 財団法人千葉市産業振興財団の役割、委託契約内容について見直すべきもの」を参照

(2) 融資実行済報告書の保管について検討すべきもの

【概要】

金融機関から融資が実行された後、融資実行済報告書の原本が財団法人千葉市産業振興財団(以下、財団という)に送付され、財団側で保管することになっている。

【問題点】

融資実行済報告書の綴りを通査したところ、下記の2件については、ファクシミリで入手した融資実行済報告書(写し)がファイルされており、原本が保管されていない。

A 金融機関 平成 11 年 8 月 24 日融資実行分

A 金融機関 平成 12 年 2 月 15 日融資実行分

【指 摘】

融資実行済報告書は、金融機関で確実に融資を実施したことを証明するものであり、必ず原本を入手し、融資内容を検証すべきである。

また、融資実行済報告書等の受付関連証憑については、定期的に見直し、原本が入手漏れのまま、放置されている項目がないかどうかを検証することも検討されたい。

(3) 融資事務受付業務における簡易起案申込書の手続きを見直すべきもの

【概要及び問題点】

B 社(季節運転資金 融資金額 10 百万円 返済期限 6 ヶ月)の融資に関して、簡易起案申込書(中小企業資金融資申込書を受理してよいのかを財団の局長、次長等が承認する書面)の中に、試算表が決算後 6 ヶ月を経過していたために、“要求中”のところにチェックマークが付されていたが、その後、入手されておらず、フォローされていないものがあった。

【指 摘】

財団法人千葉市産業振興財団は千葉市から融資の受付・調査業務を受託しており、受託責任を十分に果たすためにも、書類の不備や、記載漏れ等があった場合には、必ず修正や再入手を依頼し、その後必ず入手すべきである。

また、簡易起案申込書等の受付関連証憑については、定期的に見直し、入手漏れのまま、放置されている項目がないかどうかを検証することも検討されたい。

(4) 融資事務受付業務における差し戻し手続きを見直すべきもの

【概 要】

金融機関が融資の窓口となっている中小企業資金融資について、金融機関において必要な審査を実施した後に、財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）に書類が回付される。財団では、記載漏れ、融資資格の確認及び資金使途の把握等を行い、場合によっては金融機関へ差し戻しを行っている。

【問題点】

差し戻しを行ったものについて、どのような理由により差し戻しを実施したのかという理由に関する記載や財団側の審査の過程が文書として残っていない。

同様に連帯保証人の要件に疑義があった場合に、千葉県信用保証協会や金融機関へ差し戻しを行っているが、これについても、差し戻しとなった理由について記載した文書が残っていない。

【意 見】

財団は千葉市から融資の受付・調査業務を受託しており、受託責任を十分に果たすためにも、差し戻しを行った場合には、その理由や審査の過程を文書として残すことを検討されたい。

(5) 融資に関する独立性について規程を設けて検討すべきもの

【概 要】

財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）で融資に関する受付・調査業務を行うに当たり、財団の受付・調査業務実施担当者・承認者と、融資を申請している中小企業との間に、利害関係がある場合には、その融資申請案件に関しては、業務から外れてもらっているとのことである。

【問題点】

しかしながら、融資の受付・調査業務に関する利害関係の調査内容、対応について、特に規程としては設けられていない。

【意見】

融資の受付・調査等に関して、融資先の企業と受付・調査担当者（担当者の親族等も含む）に利害関係があり、独立性に疑義がある場合、公平な立場で受付や調査を実施しているかどうか外観的な独立性の面で問題とされる可能性がある。

千葉市からの受託業務である融資の受付・調査業務に関して、どのような場合に利害関係が生じるのかどうかを明記し、その場合にはどのような対処、対応を取るのかについて記載した規程を設けることを検討されたい。

2) 融資資格の確認時の問題点

(1) 連帯保証人の適格性に関する審査手続きについて検討すべきもの

【概要及び問題点】

連帯保証人の適格性について、銀行から送付されてきた融資申込書の記載事項をもとに財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）側で連帯保証人の要件を満たしているかどうかの要件確認を行っているが、財団側で独自に連帯保証人の保証能力に関する検討は行っていない。

また、連帯保証人の適格性を判断する上での基準や、実施方法を記載した手順書等も作成していないとのことである。

【意見】

千葉市と千葉県信用保証協会を取り交わした『「千葉市中小企業資金融資」、「千葉市創業支援資金融資」、「千葉市中小企業団体融資」及び「千葉市CLO活用資金融資」促進に関する覚書』に添付されている「千葉市中小企業資金融資業務取扱要領」の中に、連帯保証人の保全に関する事項については、金融機関、千葉県信用保証協会のみならず、千葉市も責任を持つことになっている。連帯保証人の保証能力や担保力について第一次的に判断するのは、金融機関及び千葉県信用保証協会であるが、融資制度に関する責任は千葉市にあることが明記されている。

平成18年度より中小企業資金融資制度において、連帯保証人が団体融資制度を除き、原則不要となっているが、平成17年度までは、必要とされており、千葉市は、連帯保証人の保証能力や担保力を第二次的に判断するとともに、千葉市から中小企業融資の受付・調査業務を受託している財団も責任を持って行うべき事項であった。

(2) 業績不良、長期に渡る債務超過先への融資について検討すべきもの

【概要】

平成17年度に融資を実行した案件について、千葉市中小企業資金融資申込書（融資申込書）を通査したところ、長期に渡り債務超過の状態にある事業者（財務内容が極度に悪化している、いわゆる破綻懸念先）に融資を行っているものが見受けられた。

平成 17 年 6 月 21 日に申し込みがあった C 社は、季節運転資金（現状は短期運転資金）により、一時的に必要な運転資金を融資期間 6 ヶ月間の契約で 1 千万円を借りている。財政状態を見ると、平成 15 年 3 月期 当期損失 3,500 千円、平成 16 年 3 月期 当期利益 793 千円、平成 17 年 3 月期 当期損失 8,003 千円と平成 16 年 3 月期を除き、赤字が続いており、債務超過の状態が平成 15 年 3 月期 35,094 千円、平成 16 年 3 月期 34,300 千円、平成 17 年 3 月期 42,304 千円と続いている。平成 16 年 3 月期は当期利益を計上しているものの、793 千円と僅少である。

この案件については、幸いにも当初の融資契約どおり半年後に返済しているものの、債務超過が長期間続いている融資案件の中には、貸倒れが発生し、千葉市が代位弁済しているものや、結果としては貸倒れには至らなかったものの、融資先が営業を継続することを諦めて、主な土地・建物等の資産を売却し、返済資金を捻出し、返済しているものがある。

【問題点】

借入申請時の千葉市中小企業資金融資申込書（融資申込書）により、代位弁済の対象となった企業や債務超過の状態が続いている一部の会社の財務内容を見ると、最初の融資申込み段階から、財務内容が悪化しており、どのような理由で融資先の事業に将来性や、成長性、さらに融資資金の回収可能性があるかと判断して、融資を実行しているのか不明なものも見受けられた。

【意見】

地方公共団体の中小企業資金融資制度は、対外信用の低い零細事業者に対して政策的に信用を供与し、雇用や経済の安定的な発展を目標として行われるものである。

千葉市の中小企業資金融資制度も市内の中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な事業資金を利子補給により実質的に低利で融資することを目的としている。

しかしながら、中小企業資金融資が回収不能になった場合に発生する千葉市の損失負担分は最終的には市民税等により賄われるものである。

従って、業績不良や債務超過の状態になっている企業への融資にあたっては、将来の業績の回復可能性、債務超過が短期間で解消できるだけの経営計画や財務余力が会社に残っているかどうか等について慎重に検討をした上で、融資を実行すべきかどうかを総合的に判断すべきである。

債務超過が長期間継続しているにも関わらず、融資を実行し、最終的には倒産等により貸倒れが発生した案件については、今回のC社のようにいずれも、経営計画の具体性が十分ではなく、その実現可能性のより慎重な検討が必要であったと考えられる。

なお、結果としては貸倒れには至らなかったものの、融資先である中小企業が事業を継続することを諦めて、主な土地・建物等の資産を売却し、そこから返済資金を捻出し、返済しているものがある。これでは過大な融資が企業の足かせとなり、当初の中小企業の経営基盤の確立という趣旨から掛け離れた結果となってしまう。

安易な融資は不幸な結果を招くことにもなることを念頭に置いた上で、融資を実行すべきかどうかを判断し、さらに返済が滞り、滞留している場合には、事業の将来性や回収可能性を十分考慮した上で経営指導を行う等、適切な対応をされたい。

(3) 融資先の財務内容についてより詳細な情報を入手すべきもの

【概要】

融資申込書類の中に、融資申込企業の財務諸表が入っておらず、金融機関で作成した「申込人(企業)概要」に売上、粗利益、経常利益、当期利益、繰越損益、減価償却、支払利息、借入金、自己資本の3年分の情報が記載されていたものが入っているものがあつた。

【問題点】

融資制度実行の判断は金融機関が行っており、財団法人千葉市産業振興財団は、融資先企業の財政状態に関する情報について、財務諸表数値の一部(売上、粗利益、経常利益、当期利益、繰越損益、減価償却、支払利息、借入金、自己資本)のみを入手しており、十分な情報を入手しているとは言い難い。例えば、借入金の記載はあるものの、未払金等の記載がなく、負債総額がどの程度あるのかどうかかわからず、また資産としてどのようなものを所有しているのかもこれだけの情報では不明である。

【意見】

会社で作った財務諸表を金融機関から入手する、もしくは金融機関が入手していなければ、融資申込企業から入手し、財団法人千葉市産業振興財団も融資先企業の財務内容についてより詳細な情報を入手し、事業実態の調査や把握を実施すべきである。

3) 資金融資実行後の管理に関する問題点

(1) 融資実行後の融資残高を管理すべきもの

【概要】

中小企業融資の実行が確定した後、財団法人千葉市産業振興財団では融資に関する基礎情報である、申込者名、住所、融資実行金額、資金種別、金融機関名、融資期間、利率、利子補給利率等の項目をシステムに入力し、融資台帳として管理している。

【問題点】

この融資台帳への登録は融資実行時であり、その後融資先から返済があったとしても、その情報は入力していないため、その時点でいくら融資残高が残っているのかが融資台帳上では分からず、さらに、完済となった場合にもその情報は入力されておらず、各融資取引の顛末に関する登録が行われていない。これはあくまで融資台帳は、受付台帳という位置づけであり、融資情報の管理簿という使い方はしていないためである。

さらに、融資先が千葉市から複数の中小企業融資を複数の金融機関をとおして受けている場合、また同じ金融機関からであっても、複数回にわたり、中小企業融資を受けている場合があったとしても、各金融機関からの融資残高を総括的に管理しているところがないため、千葉市として、その融資先に対する融資総額がタイムリーに把握できないという問題がある。

【意見】

千葉市と千葉県信用保証協会を取り交わした『「千葉市中小企業資金融資」、「千葉市創業支援資金融資」、「千葉市中小企業団体融資」及び「千葉市CLO活用資金融資」促進に関する覚書』に添付されている「千葉市中小企業資金融資業務取扱要領」の中に、資金融資実行後の管理や経営指導については、金融機関、千葉県信用保証協会のみならず、千葉市も責任を持つことになっている。また、千葉市は必要に応じて融資先に対して資金用途及び返済状況について現地調査を行うという記載がある。

さらに、制度融資に関する責任は市にあることから、千葉市は融資先に対して、いくら融資総額があるのかどうか、またその金額は与信の枠内に納まっているのかも常に把握できる状態にあることが必要と思われる。少なくとも、月次ベースでは各金融機関から返済状況及び残高に関する情報をデータ等で入手し、それを融資先別に集約し、経営指導や現地調査が必要な融資先がないかどうかの検討を実施することを検討されたい。

(2) 融資実行後の業績悪化先について、必要な措置を検討すべきもの

【概要】

E社(貸付額 10,000 千円)は、売上の減少等から資金繰りが悪化し、債務超過に陥り、平成 18 年 2 月 6 日に 1 回目の不渡りを出した。その結果、平成 18 年 3 月 10 日に金融機関から代位弁済請求が行われた。

平成 15 年 3 月から平成 17 年 3 月の財務諸表によると、平成 15 年 3 月末は 39,295 千円の債務超過、平成 16 年 3 月末は 42,985 千円の債務超過、平成 17 年 3 月末は 43,526 千円の債務超過(総資産 130,319 千円 借入金 125,947 千円)となっており、財務内容が年々悪化してきている。

【問題点】

融資先の業績が悪化し、債務超過の状態が続いていたとしても、金融機関や千葉県信用保証協会からの報告は、基本的には代位弁済請求が行われたときに初めて送付されてくるのが現状である。

【意見】

金融機関、もしくは融資先の中小企業から定期的に財務諸表を入手し、債務超過の状態が続いている等、財務内容が極端に悪化し、事業の回復可能性が見込めないものや、返済について滞留が生じており、融資資金の回収可能性が見込めないものについては、所有する資産が劣化しないうちに、早めに換価して借入金の返済に充当してもらうようにする、もしくは財団法人千葉県産業振興財団として経営指導等を行うなどの対策が必要と思われる。

上記の案件は経営支援特別資金(市内で 1 年以上事業を営んでいる中小企業者で、最近の 3 ヶ月間または 6 ヶ月間の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比し、5%以上減少しているもの)により融資しており、売上の減少を融資の理由としているが、融資を実行することにより、資金繰りが好転し、業績が回復可能なのかについても判断すべきである。

(3) 滞留債権について定期的に情報を入手し、必要な措置を行うべきもの

【概要】

千葉市の中小企業資金融資制度により融資を実行した後、滞留債権に関する情報については金融機関及び千葉県信用保証協会から得られず、現状は年に2回、利子補給の報告が金融機関から送付されてくるが、その報告の中では延滞、代位弁済等の簡単なコメントしか記載されていない。

【問題点】

融資先からの元本や利息の返済が遅れ、延滞が生じていたとしても、詳細な延滞に関する内容をタイムリーに把握することができていない。

【指 摘】

上記、「(3)(1) 融資実行後の融資残高を管理すべきもの」に記載したとおり、制度融資に関する責任は市にあることから、千葉市は中小企業資金融資制度による融資に関して、滞留に関する情報をデータ等で各金融機関から定期的に入手し、それを融資先毎に名寄せを行い、どの融資先に対する債権が滞留し、融資残高がどの程度あるかどうか等の詳細を早いタイミングで把握することが必要である。

さらに、延滞している融資先に対して、貸倒れや倒産に至る前に、必要な経営指導等の早急な対応を主体的に実施すべきである。

4) 貸出条件変更に関する問題点

(1) 最終返済額を多額に設定しているものについて検討すべきもの

【概要】

融資条件の変更を希望する場合、借入先はまず金融機関に相談し、金融機関は千葉県信用保証協会との間で、条件の変更について協議し、変更に応じる場合には、融資条件変更事前承認申請書に変更の内容及び理由を記載した上で、財団法人千葉市産業振興財団(以下、財団という)に提出する。財団では内容の不備等について確認し、融資条件の変更を受ける場合には、「融資条件変更の承認について(通知)」を作成し、千葉市に送る。千葉市は、財団から送られてきた「融資条件変更の承認について(通知)」の記載にもとづき、承認通知を作成し、金融機関に提出する。金融機関では条件を変更し、融資条件変更報告書を財団に提出する。

【問題点】

融資条件変更報告書を閲覧したところ、業績の悪化等の理由により当初の約定どおりに返済できておらず、返済期限が到来したために、返済条件の変更を金融機関に依頼し、変更しているものがある。その中に、変更後の月々の返済額は少額として、最終の支払時に大部分の元本部分の返済を行うような条件に変更している融資案件が見受けられた。

例えば、E社、F社に対するものは内容は下記のとおりである。

両社とも、借入期間10年で融資を受けており、当初の契約における返済期限は過ぎているものの、当初の借入額のうち、E社は38%、F社は23%が残高として残っており、そのほとんどが条件変更後の最終返済時に返済するように条件が変更されている。このような先は、実際には延滞しており、融資が当初の約定どおりに返済できず、金融機関が当初の予定どおりに返済を迫っていたとすれば、返済できず、実質的には破綻と同等の状況にある。E社に関しては、変更時残高22,773,000円に対して、毎月の返済額は100,000円であり、この返済条件で返済を続けるとすると、完済までに227ヶ月(約19年)かかる計算である。同様にF社に関しては、57ヶ月(約5年)かかることになる。

しかしながら、このような破綻と同等の状況にある債権について、変更後の月々の返済額は少額として、最終の支払時に大部分の元本部分の返済を行うような条件に変更している融資案件が多く、さらに返済条件を変更した理由についても、「業績回復に至らず、返済が困難」等の簡単な記載となっている。

また、実質的には延滞し、破綻と同様の状況にあるものの、金融機関等から年に2回送付されてくる利子補給の報告の中では、延滞等の情報は記載されておらず、実質的な滞納常態にある融資先の数や、融資残高を千葉市は把握していない。

| 融 資 先 | E 社 | |
|-----------|---------------|---|
| 融 資 内 容 | 融 資 開 始 日 | 平成7年3月22日 |
| | 設 備 資 金 | 元本 60,000 千円 |
| | 融 資 目 的 | 設備資金 |
| | 借 入 期 間 | 平成7年3月22日～17年3月10日 |
| | 利 率 | 3.9% |
| | 利 子 補 給 | 1.4% |
| | 当 初 返 済 条 件 | 605 千円×120 ヶ月（元利均等払） |
| 返済条件変更の概要 | 条 件 変 更 日 | 平成18年3月30日 |
| | 条 件 変 更 理 由 | 業績回復に至らず、返済が困難 |
| | 変 更 時 残 高 | 22,773,000 円 |
| | 変 更 前 返 済 条 件 | 平成17年4月10日～ 100,000 円×11 ヶ月 22,873,000 円×1 ヶ月 |
| | 変 更 後 返 済 条 件 | 平成18年4月10日～ 100,000 円×11 ヶ月 21,673,000 円×1 ヶ月 |

| 融 資 先 | F 社 | |
|-----------|---------------|---|
| 融 資 内 容 | 融 資 開 始 日 | 平成7年3月31日 |
| | 設 備 資 金 | 元本 20,000 千円 |
| | 融 資 目 的 | 運転・設備資金 |
| | 借 入 期 間 | 平成7年3月31日～17年3月31日 |
| 返済条件変更の概要 | 条 件 変 更 日 | 平成18年3月27日 |
| | 条 件 変 更 理 由 | 業績回復に至らず、返済が困難 |
| | 変 更 時 残 高 | 4,616,000 円 |
| | 変 更 前 返 済 条 件 | 平成17年4月15日～ 80,000 円×11 ヶ月 4,696,000 円×1 ヶ月 |
| | 変 更 後 返 済 条 件 | 平成18年4月15日～ 80,000 円×11 ヶ月 3,736,000 円×1 ヶ月 |

【指 摘】

変更後の月々の返済額は少額として、最終の支払時に大部分の元本部分の返済を行うような条件変更を複数回繰り返しているものがあり、融資条件変更という『延命措置』により、何とか破綻に至っていない状態にある。

このような融資先については、最終の支払時に、残っている大部分の元本・利息部分の返済に関して、完済できるだけの資力が残っていれば良いが、完済できるだけの資力がない場合は少なくなく、返済期限が到来する度に条件変更を繰り返し、月額数千円～数万円程度の僅少な金額を支払い、返済の実績を作り、何とか延命しているものである。

最終の支払時に返済資金がなく、事業用の所有不動産等を売却し返済に充当し、その結果、事業は閉鎖となるか、もしくは法的手続きに入り倒産に至るケースもあり、安易な条件変更は最終的には融資先への過重な負担となって降りかかるものである。

従って、条件変更、特に最終の支払時に大部分の元本部分の返済を行うような返済条件への変更に応じるかどうかは、より慎重な検討が必要であると考え。また、市としても、経営指導について責任を持っていることから、条件変更先については、経営指導を行い、改善策を融資先とともに検討する等の対応が必要であると考え。

そもそも、中小企業資金融資制度は、中小企業の経営基盤の確立のために、必要な事業資金を千葉市からの利子補給により実質的に低利で融資することを目的としており、このように当初の予定どおりの返済ができず、返済条件を変更し、超長期間にわたり融資が残ることは想定していなかったはずである。従って、このような金融機関等による融資条件の変更に対する千葉市の措置についても、規定すべきである。

さらに、千葉市としては、顕在化していない実質的な破綻先や貸倒リスクを把握するためにも、平成 17 年度末の千葉市中小企業資金融資制度による融資件数残高 2,843 件、融資残高 183 億円のうち、再起を期待できない条件変更により、融資を受け続けている融資先の数や、融資残高がどのくらい含まれているのかどうか、さらに返済条件がどのようになっているかの把握や管理に努める必要がある。

(2) 実質的に延滞している先に対する利子補給について検討すべきもの

【概要及び問題点】

上記の、「4)(1)最終返済額を多額に設定しているものについて検討すべきもの」に記載したとおり、融資先の中に、元本の返済期限が到来したものについて、融資条件変更により、返済期限の延長を行っているものがあり、実質的には当初の約定通りに返済できず、延滞となっている状態のものがあるが、これに対して、利子補給を行っている。

例えば、G社に対するものであり、具体的な内容は下記のとおりである。

| 融 資 先 | G 社 | |
|--|---------------|---|
| 融 資 内 容 | 融 資 開 始 日 | 第1回融資分 平成 7年 1月 5日 第2回融資分 平成 8年10月 4日 第3回融資分 平成 9年 9月22日 第4回融資分 平成12年 4月17日 |
| | 設 備 資 金 | 第1回融資分 元本 14,000千円 第2回融資分 元本 7,000千円 第3回融資分 元本 2,000千円 第4回融資分 元本 4,900千円 |
| | 借 入 期 間 | 第1回融資分 平成 7年 1月 5日～16年12月20日 第2回融資分 平成 8年10月 4日～13年 9月20日 第3回融資分 平成 9年 9月 22日～14年 9月20日 第4回融資分 平成12年 4月 17日～16年 4月 5日 |
| | 利 率 | 第1回融資分 3.9% 第2回融資分 3.0% 第3回融資分 2.9% 第4回融資分 2.7% |
| | 利 子 補 給 | 第1回融資分 1.4% 第2回融資分 1.4% 第3回融資分 1.4% 第4回融資分 1.4% |
| 返済条件変更 の概要 (返済条件の変更は、平成13年以降複数回に渡り行われているため、ここでは平成17年9月30日の変更分のみ記載) | 条 件 変 更 日 | 平成 17年 9月 30日 |
| | 条 件 変 更 理 由 | 店舗 1 階部分の賃料は順調に入金されているものの、他の収入は低迷しており、従来同条件での延長を行い、与信圧縮を図るもの |
| | 変 更 後 返 済 条 件 | 第1回融資分 平成 17年 10月 20日～ 10,000円×5ヶ月 4,737,000円×1ヶ月 第2回融資分 平成 17年 10月 20日～ 3,000円×5ヶ月 585,000円×1ヶ月 第3回融資分 平成 17年 10月 20日～ 3,000円×5ヶ月 458,000円×1ヶ月 第4回融資分 平成 17年 10月 20日～ 8,000円×5ヶ月 3,335,000円×1ヶ月 |

【意見】

「千葉市中小企業資金融資要綱」第12条（利子の補給）に、利子補給の対象が記載されているが、「～ただし、廃業した者、営業の実態が市外に転出した者、代位弁済を請求等された者を除く。」と記載されている。

これは、千葉市の中小企業資金融資制度は市内の中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な事業資金を利子補給により実質的に低利で融資することを目的としているが、廃業した者、営業の実態が市外に転出した者、代位弁済を請求等された者については、そのような融資目的から外れていることから、除外規定が設けられているものである。

上記に記載した融資先は、元本の返済期限が到来したものの、返済ができる資力がなく、融資条件変更により、返済期限の延長を行い、月々の返済額は支払える範囲の少額な金額とし、最終の返済額を多額に残し、返済ができない場合には、条件変更を繰り返しており、実質的に延滞となっている融資先である。

これらの融資先は、融資実行当初に策定された計画通りの営業や資金繰りがなされなかった先であり、融資条件変更という『延命措置』により、何とか倒産に至っていないが、実質的には破綻しているのと同様の状況にある。このような先が、元本の返済を遅らせているにもかかわらず、少額な元本部分の返済及び利息部分のみ支払い、それに対応する利子補給（1.4%）を千葉市から受けていることは、経営基盤の確立と近代化のために必要な事業資金を低利に貸し出すという本来の趣旨からすでに大きく外れていると考えられる。

従って、このような融資先は、代位弁済を請求等された者と同等に、「千葉市中小企業資金融資要綱」第12条（利子の補給）の除外規定の中に、元本の返済が延滞している者、及び条件変更により月々は少額な返済を行うものの実質的には延滞している者についても、追加することを検討されたい。

5) 代位弁済に関する問題点

(1) 代位弁済の通知を受領時に保証人の支払意思や保証能力を検討すべきもの

【概要】

融資先が不渡り等の理由により借入金の返済が出来ず、期限の利益を喪失した場合には、融資を実行した金融機関から千葉県信用保証協会へ代位弁済請求書が送付され、その後、千葉県信用保証協会から財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）へ代位弁済事前通知書が送付される。

財団では、千葉市として代位弁済請求を認めるかどうかの理由を記載した文書である代位弁済事前通知回答書（案）を作成し、千葉市に提出する。千葉市では、財団から提出された代位弁済事前通知回答書（案）の内容をそのまま使用して、代位弁済事前通知回答書を作成し、千葉県信用保証協会へ送付している。代位弁済になった場合には、千葉県信用保証協会から千葉市へ損失填補請求があり、千葉市の損失となることから、財団の代位弁済事前通知回答書（案）への記載内容は非常に重要である。

なお、千葉県信用保証協会が連帯保証人等から損失填補に係る債権を回収した場合には、利息相当額を含めたうえで、千葉市の負担割合に応じて、千葉市に納付することとなっている。

また、連帯保証人については、平成 17 年度までは必要であったが、平成 18 年度からは一部の融資を除き不要となっている。

【問題点】

代位弁済事前通知回答書（案）の中に、保証人の資力や担保能力について、「連帯保証人は、保証意思はあるものの一括返済の意思・資力がない」と記載しているものが見受けられたが、一括返済の意思・資力がないと財団で判断した根拠が書面で残っておらず、保証人の資力や担保能力について十分に調査しているのかどうか不明なものが見受けられた。

具体的には、融資先である H 社に関して、代位弁済となったが、連帯保証人のうち 1 名は、東京都内に土地・建物等の資産を所有し、保証人となっている H 社の借入金について返済意思があったものの、代位弁済事前通知回答書（案）には、当該連帯保証人に関して、「保証意思を表しているが、一括返済の意思・資力はないものと思われ、保証協会による代位弁済もやむを得ない」旨を財団側で記載し、千葉市に報告した。千葉市は財団の報告をそのまま使用し、代位弁済を認める旨を代位弁済事前通知回答書に記載し、千葉県信用保証協会へ送付し、その後、信用保証協会からの損失てん補請求にもとづき、代位弁済額を損失処理としたものである。

【指 摘】

保証人の支払能力や保証能力を十分に確認しないまま、千葉県信用保証協会が代位弁済することを認め、千葉市側で損失てん補を行うということは、本来、保証人から弁済を受けられていたものが、千葉市の損失負担となって処理されている場合は無いとはいえない。

千葉県信用保証協会から、代位弁済事前通知書が送付されてきたときには、金融機関及び千葉県信用保証協会が判断した保証人の支払能力や保証能力を財団としても十分調査、確認し、支払能力がないと判断した場合には、そのように判断した理由や根拠を具体的に細かく理由書として書面に残した上で、代位弁済事前通知回答書（案）を起案し、千葉市に送付すべきである。

また、保証人の保証能力を確認するために、千葉市や財団側で登記簿謄本を取り、土地、建物等の資産につき、保証の余力があるかどうかを調査する手続きについても実施すべきであった。

さらに、千葉市は財団から送付されてきた代位弁済事前通知回答書（案）の報告文案を、千葉県信用保証協会へ送付する代位弁済事前通知回答書にそのまま使用しており、現状は財団の代位弁済に関する判断がそのまま千葉市の判断・対応となっている。しかしながら、代位弁済し、負担が発生するのは千葉市であり、千葉市は財団からの代位弁済事前通知回答書（案）を参考としながらも、千葉市としても代位弁済を受けるのかどうかを慎重に判断することを検討されたい。

（２）代位弁済繰上請求理由書に債務者・保証人の記載内容を見直すべきもの

【概 要】

融資先が不渡り等の理由により借入金の返済が出来ず、期限の利益を喪失した場合には、融資を実行した金融機関は千葉県信用保証協会へ代位弁済請求書を送付する。合わせて、金融機関は、繰上理由として、債務者の状況、保証人の状況（営業状況、生活状況、支払能力等）を記載した代位弁済繰上請求理由書を作成し、千葉県信用保証協会に送付する。千葉県信用保証協会は内容を審査の上、代位弁済事前通知書とともに代位弁済繰上請求理由書の写しを財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）に送付する。

【問題点】

財団は、千葉県信用保証協会からの代位弁済事前通知書に添付されている金融機関が作成した代位弁済繰上請求理由書等の内容をもとに、代位弁済事前通知回答書（案）を作成するが、代位弁済繰上請求理由書に記載されている内容は、現在の勤務先や「収入は不明、安定収入はあるものの当社借入金を払う能力はない」等、簡便なものである。

さらに、金融機関が作成している被保証人調書（債務者に関する調書）や連帯保証人調書には、調査内容について記載が十分でないものがあり、例えば、連帯保証人調書には連帯保証人の所有不動産の所在地、種類、面積が記載されているが、担保に入っているかどうかの記載がない。

また、金融機関が作成している被保証人調書（債務者に関する調書）に、所有不動産の明細として「別添謄本参照」と記載されているが、財団には別添の謄本が送付されていないものもあり、所有不動産や担保の状況等について財団として把握していない。

【意見】

代位弁済が発生した場合には、千葉市の損失負担となることから、代位弁済繰上請求理由書に記載されている債務者の状況、保証人の状況について、財団は不明な点があれば、さらに内容や理由を聴取し、代位弁済を認めるか、代位弁済を保留すべきかどうかを検討すべきである。

さらに、金融機関に対して、債務者の状況や保証人の状況について、財団及び千葉市が代位弁済に関する的確な判断や対応ができるように、より具体的・詳細な内容を記載してもらうよう、依頼すべきである。

平成 18 年度より中小企業資金融資制度において、連帯保証人が不要となっているが、平成 17 年度までは、必要とされていたこともあり、財団は連帯保証人の所有不動産が担保に入っているかどうかの情報を金融機関から入手し、情報の共有化を図るとともに、登記簿謄本を金融機関から入手もしくは財団が独自に入手して、連帯保証人の弁済能力を判断し、連帯保証人に弁済を求めることができるかどうかの判定をするための手続きを実施すべきであった。

(3) 代位弁済事前通知回答書(案)の連帯保証人の記載項目を追加すべきもの

【概要】

融資先が不渡り等の理由により借入金の返済が出来ず、期限の利益を喪失した場合には、融資を実行した金融機関は千葉県信用保証協会へ代位弁済請求書(代位弁済繰上請求理由書含む)を作成し、財団法人千葉市産業振興財団(以下、財団という)に送付する。

【問題点】

財団は、代位弁済繰上請求理由書等の内容を参考にし、千葉市に送付する代位弁済事前通知回答書(案)を作成するが、代位弁済事前通知回答書(案)の連帯保証人に関する調書に、保証人の所有不動産、担保設定状況に関する記載がない。

【意見】

代位弁済を受けるかどうか検討する場合には、財団側でも保証人の所有不動産や担保の設定状況についても調査し、その結果と金融機関からの報告を踏まえて、千葉市へ送付する代位弁済事前通知回答書(案)に、連帯保証人の所有不動産、担保設定状況を記載することを検討されたい。

4. 財団法人千葉市産業振興財団（その他）

（1）退職給与引当金及び賞与引当金の計上について検討すべきもの

【概要】

財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）では、「財団法人千葉市産業振興財団職員退職手当支給に関する規程」（以下、規程という）に基づき、会計年度末において退職給与引当金を計上している。規程第3条第1項により、会計年度末に職員が退職したと仮定して当該会計年度末の給料月額に基づいて退職手当の計算を行い、さらに規程第3条第2項により、自己都合により退職した場合の調整計算を行っている。財団は計算を毎会計年度ごとに行い、毎年の発生ベースにより退職給与引当金の積上げ計上を行うことになっている。

【問題点】

財団は、毎会計年度ごとに発生ベースで退職給与引当金の積上げ計上を行っているため、給料の改定が行われた場合は従前に計上した退職給与引当金の計上額を修正する必要があるが、その修正が行われていない。すなわち、最終の会計年度末に職員が退職したと仮定した場合の当該年度末の給料月額に基づく退職手当により、退職給与引当金の計上が行われていない。その結果、平成18年3月末において67,140円の差額が生じている。

また、新公益法人会計基準が平成18年度または平成19年度から適用になり、賞与引当金（未払賞与）を計上する必要があるが、平成17年度まで計上されていない。

【指 摘】

退職給与引当金は規程に基づいて計上すべきである。計上誤りについては早急に修正し、財団の財政状態を適正に開示されたい。

【意 見】

また、賞与引当金は、新公益法人会計基準において計上が必要になるので、平成18年度以降の新基準の適用において対処されたい。

(2) 事業別収支計算について見直すべきもの

【概要】

財団は、法人税、住民税、事業税（以下、法人税等という）及び消費税の計算について税額の計算を行っている。

法人税等の計算においては、一般的に財団が行っている事業のうち法人税法が規定する収益事業に該当する事業を抽出し、法人税等の申告を行う時に作成する必要がある。

財団法人千葉市産業振興財団（以下、財団という）における収益事業に該当する事業は、インキュベ - ト施設賃貸事業と受託事業（資金融資事業、空き店舗活性化事業、内陸企業連合会事業、中小企業新事業展開支援普及促進事業）であり、当該収益事業についての貸借対照表及び損益計算書の作成をしている。当該決算書には、千葉市からの補助金収入は含まれないため、平成 18 年 3 月末において未処理損失金残高が 233,010,371 円となっており、それに対応する財団からの元入金残高が 282,571,621 円となっている。

【問題点】

収益事業と公益事業の経費の按分があるが、このうち人件費按分基準は平成 13 年度に設定し、インキュベート事業には 10% を配分しているがそれ以降見直していない。

また、受託事業については、人件費は非常勤職員のみを配分しており、その他の経費の配分基準はなく収支ゼロになるように配分している(表 8)。

【意見】

財団は、いくつかの事業を行っており、直接事業費について事業別に経理しているが、共通費や間接費としての管理費等の配分が課題になる。

人件費は一定の基準で按分しているが、平成 13 年度以降見直しがないので、実態に合わせて見直しを行い、経費については適切な按分基準がないので、適切な按分基準を設定して費用配分を適切に行われたい。

また、財団の法人税等及び消費税の計算はかなり複雑であるが、税務の専門家に依頼する場合であっても、その内容や結果について財団においても十分に理解し把握することが必要である。

(表8) 経費の各事業への按分

(単位：円)

| 事業区分 | インキュベーター事業 | 受託事業 | | | | | 合計 |
|---------|------------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|------------|
| | | 資金 | 空き店舗 | 内陸 | 中小企業 | 計 | |
| 収入 | 8,102,090 | 1,848,000 | 396,000 | 800,000 | 1,703,930 | 4,747,930 | 12,850,020 |
| 費用 | | | | | | | |
| 報酬 | 7,776,000 | | | | | 0 | 7,776,000 |
| 賃金 | 6,325,808 | 1,075,710 | | 705,780 | | 1,781,490 | 8,107,298 |
| 福利 | 56,512 | 10,208 | | 5,385 | | 15,593 | 72,105 |
| 諸謝金 | | | | | 370,000 | 370,000 | 370,000 |
| 旅費 | 14,850 | 43,160 | | | | 43,160 | 58,010 |
| 消耗品費 | 357,160 | 200,500 | 73,000 | 88,835 | | 362,335 | 719,495 |
| 印刷製本費 | 95,550 | 409,500 | | | 571,200 | 980,700 | 1,076,250 |
| 光熱水費 | 2,585,625 | | | | | 0 | 2,585,625 |
| 通信運搬費 | 2,929,439 | 500 | 8,000 | | 156,220 | 164,720 | 3,094,159 |
| 広告料 | 493,810 | | | | | 0 | 493,810 |
| 委託費 | 3,388,959 | | 315,000 | | | 315,000 | 3,703,959 |
| 会議費 | | | | | 20,253 | 20,253 | 20,253 |
| 使用料 賃借料 | 36,205,974 | | | | 586,257 | 586,257 | 36,792,231 |
| 消耗備品費 | | 108,422 | | | | 108,422 | 108,422 |
| 負担金支出 | 200,000 | | | | | 0 | 200,000 |
| 保険料 | 78,795 | | | | | 0 | 78,795 |
| 租税公課 | 4,000 | | | | | 0 | 4,000 |
| 費用計 | 60,512,482 | 1,848,000 | 396,000 | 800,000 | 1,703,930 | 4,747,930 | 65,260,412 |
| 損益 | 52,410,392 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52,410,392 |

(注) 資金欄は資金融資事業、空き店舗は空き店舗活性化事業、内陸は内陸企業連合会事業、中小企業は中小企業新事業展開支援普及促進事業である。